

■議案第21号 中津川集落活動センター「こだま」に係る指定管理者の指定について

【要旨】

地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者による管理を行っている本施設の指定期間が平成31年3月31日をもって満了するため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として「大正中津川地区」を選定したので、同団体を指定管理者に指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

【指定管理の概要】

施設名称等	四万十町大正中津川 243 番地 1 中津川集落活動センター「こだま」
指定管理者	四万十町大正中津川 大正中津川地区
指定期間	平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

【公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由】

中津川集落活動センター「こだま」は、地域住民の福祉の向上、都市住民との交流、農林業の振興及び地域住民の交流促進等により地域活性化を図ることを目的に設置された施設であり、平成28年12月1日から現在まで、大正中津川地区の住民で組織する「大正中津川地区」を指定管理者として指定し、指定管理業務に当たってきました。

これまでの指定期間中においては、基本的な施設の維持管理はもとより、効果的かつ効率的な運営を行っていることから、施設の効用を最大限発揮し、安定的な管理運営が実施されていると判断できるため、引き続き同団体を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として選定するものです。